

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第24号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表健康福祉局の項第 3号中「中央看護専門学校管理課長及び」を削り、同表住宅都市局の項第 1号中「リニア関連都心開発部都心まちづくり課」を「都心まちづくり部都心まちづくり課」に改め、同表教育委員会事務局の項第 1号中「教務部教職員課」を「人事部教職員研修・採用課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。